

茨城の教育

茨城県高等学校教職員組合
310-0853 茨城県水戸市平須町表原1-9-3
telephone 029-305-3075
facsimile 029-305-3317
/www.mito.ne.jp/~iba-kou/

人事院、給与据置きと50歳代後半の昇給停止など勧告

国家公務員給与が民間給与を7.67%下回る

人事院は8月8日、国家公務員一般職の給与等について、勧告と報告を行なった。月例給及び一時金（ボーナス）については、「民間との較差がいずれも僅少であった」とし改定を見送った。

50歳代後半で昇給なし

そのうえで、50歳代後半層の給与については、「標準の勤務成績」では昇給しないことを内容とする報告を行なった。

50歳代後半層に対する度重なる賃下げは、退職後の生活設計に深刻な影響を及ぼすものである。

「世代間の給与配分の適正化」などと言っているが、現在の50歳代後半層だけの給与が引き下げられるのではない。いずれは50歳台後半となる現在の青年層も含むすべての公務労働者の「生涯賃金の抑制」を意味するものであり、この点からも容認できない。

7.8%賃金カットを無視

国家公務員に対しては、人事院勧告を無視する憲法違反の議員立法（民主・自民・公明3党）による「賃下げ法」で、2012年4月から平均7.8%もの賃金削減が行われている。これにより、国家公務員給与は民間給与を7.67%（28,610円）下回っているのだが、

今回の人事院勧告は、「民間との較差がいずれも僅少であった」としている。どういうことか？

人事院は、「未曾有の国難への対処」だとして「賃下げ法」を是認したうえで、カット前の実施されていない給与表と民間給与とを「比較」して、「較差がいずれも僅少であった」と非論理的な主張をおこなっているのである。本来「中立」の「第三者機関」であるべき人事院が自らの使命を放棄したものとわざるをえない。

地方公務員への波及ゆるさず

人事院勧告は国家公務員の給与等に関するものではあるが、茨城県人事委員会勧告にも大きな影響を及ぼすことが懸念される。

茨高教組は公務員の生活改善を求め、全教・全労連の行動提起に結集し、政府に向けては賃金改善要求の署名（全国で56,905筆）を提出し、7月25日の中央行動、8月3日の人事院前座り込み要求行動に参加した。今後10月上旬に予想される茨城県人事委員会勧告に向けて、地公労に結集し、茨城県職員の生活を守る立場で大いに奮闘していく。

人事院勧告の概要は次のとおり。

○月例給・一時金（ボーナス）ともに改定なし。

一時金支給月数は現行のままの3.95月

○給与制度の「改正」

下表のとおり、55歳を超える職員の昇給を抑制。

	現行	勧告
「標準の勤務成績」	2号昇給	0号（昇給なし）
「特に良好の場合」	3号昇給	1号昇給
「極めて良好の場合」	4号昇給	2号昇給

○超過勤務の縮減

「勤務時間管理の徹底なども取組を進めることが最も重要」とし、超過勤務手当については、「必要に応じた予算の確保が必要」と報告。 ■

野田政権、公務員の退職手当大幅削減方針を閣議決定

政府は8月7日、国家公務員の退職手当を平均402.6万円引き下げる法案を国会に提出する閣議決定を行なった。合わせて、独立行政法人職員と地方公務員についても、国家公務員の退職金削減に準じて「必要な措置」を講ずるよう要請することを確認した。

公務員労働者の生活設計に影響

公務員の生活は連年の賃下げにより悪化し続けている。さらに退職手当は、住宅ローン返済を含めた退職後の生活の支えとなっているもとの大幅な手当削減は、公務員労働者の生涯生活設計を根底から崩すことになる。

そもそも、今回の退職手当削減の根拠とされたのは、政府からの要請により、人事院が調査公表した「見解」（2012年3月7日）にある。この過去に類を見ない大幅削減方針に対して、職場からの怒りは急速に高まり、全教も加わる全労連公務部会・公務労組連絡会では管理職を含

めて17万筆を超える反対署名を積み上げ、政府との交渉で使用者としての責任を徹底的に追及してきた。

増税路線と一体

今回の退職金削減の閣議決定は、8月10日の消費税増税法案採択のための「地ならし」に他ならない。「給与臨時特例法案（賃下げ法）」による7.8%賃金カット、退職手当大幅削減方針（左記事）は、消費税増税、社会保障水準引き下げなど国民負担増政策と連動している。国民生活をまもる観点からも、退職手当削減は何としても阻止していかなければならない。

退職金の削減は許されない

退職金は後払いされる賃金であり、その削減は生涯賃金の引き下げを意味する。大幅な賃金引き下げは、青年層もふくめ公務員としての働きがいもなくすることにもつながりかねない。

茨高教組は今後も削減法案の廃案を目指して、全教・全労連

とともに最後まで奮闘していく決意である。

閣議決定された削減内容は次の通り。

○「調整率」を、段階的に引き下げる

引き下げ後の「調整率」は退職理由及び勤続年数にかかわらず、全ての退職者に適用する。

引下げ実施時期	調整率
現行	104/100
2013年1月1日 ～2013年9月30日	98/100
2013年10月1日 ～2014年6月30日	92/100
2014年7月1日以降	87/100

○早期退職募集制度の導入（現行の「定年前早期退職特例措置」の拡充）

定年前15年以内に退職する勤続20年以上の者を対象として、定年前1年につき最大3%の割増。

東日本大震災直後の県災害対策本部議事録を読む（つづき）

実際の降雨の前に「心配ない」

福島原発事故発生から1年後の2012年3月、茨城県庁に設置された東日本大震災の「災害対策本部」の会議録が公開された。前回（5月25日、第1050号）は、

第7回会議（2011年3月15日）の議事録まで見たが、そこでは知事の橋本昌が「仮に1日24時間雨の中に立ち続けたとしても〔……〕心配しななければならないレベルではありません」という根拠のない告知を県のウェブサイトに掲載するよう事細かに指示して

いた。

その6日後の3月21日、降雨により県中部から県南（さらに千葉県北西部、東京北東部）にかけて大量の放射性物質が降下・沈着し、これらの地域をいっきよに「ホットスポット」にしてしまうことになる。橋本は、3月11

日から15日にかけて4基の原子炉が相次いで爆発し、膨大な放射能を拡散しているさなかに、原発事故がどうの昔に収束したかのような暢気さで何の心配もないと断言し、県庁の幹部らをリードしていった。

議事録の続きを見てゆく。

本格的汚染前に「風評」と断定

茨城県に対して「県立高校の存続と高校の30人以下学級実現を求める意見書」を提出するよう、県内各市議会に請願

茨城県高等学校教職員組合は、県内市町村議会に対して、茨城県知事、県議会議長、県教育委員会に「県立高校の存続と高校の30人以下学級実現を求める意見書」を提出するよう求める「請願」をおこなう。請願をおこなう議会と「意見書」の案文は次の通り。

○請願予定の議会

つくば市議会、ひたちなか市議会、石岡市議会、桜川市議会、下妻市議会、取手市議会、常総市議会

○意見書案

表題 「県立高校の存続と高校

の30人以下学級実現を求める意見書」

「格差社会」が雇用、教育などあらゆる面で国民生活を苦しめ、「格差」の是正を求める国民の声は大きく広がっています。すべての子どもたちに高校教育を受けさせたいという願いが、「高校授業料の実質無償化」を実現させ、2011年度からは全国すべての小学1年生の35人以下学級がスタートしました。子どもたちや親はもとより全ての県民が、個人の尊厳が重んじられ、子どもたちに真に学ぶことの喜びを実感できる学校生活を送ってほしいと願っています。

ところが、茨城県教育委員会が2009年7月に発表した「第2次県立高等学校再編整備の基本計画」は、「平成21年3月から32年5月の間に77学級程度の学級減が必要」と小規模校の統廃合を強力に推し進める計画内容になっています。2010年5月には、太田第二高校里美分校と小川高校の廃校並びに常北高校の分校化を決定しました。

一方、家庭の経済状況の悪化などから県立高校への希望者は増えてきました。今春(2012年)の入試で、県立高校を希望しながら、2次募集でも入れなかった生徒数は全日制131人、定時制38人の計169人にのぼりま

した。これは県教育委員会が強引にすすめてきた統廃合(2002年111校から2011年97校へ)と、学級削減及び「進級時学級減」による影響です。また、県立高校の統廃合と学級削減は、発達障害など「特別な教育的ニーズ」を持った子どもたちの県立高校への進学を狭めることになっています。

県教育委員会は「県内の高校生が平成20年から平成32年の12年間で4500人減少するので、高校の統廃合が必要」という立場を取っていますが、生徒の減少が始まるのは平成29年であり、生徒数減少には地域間格差があって、減少する地域もあれば増加する地域もあります。1クラス40人を前提にした「生徒数減少」を理由に、学校を統廃合してしまえば地域の町づく

りにも大きな影響を及ぼすことは必至です。また、小規模校で学んでいる高校生や学校の実態を詳細に調べた上で、統廃合ではなく、一人ひとりの生徒を大切にした教育的支援を行なうことこそが県教育委員会には求められています。

いま、県立高校に求められていることは、一人ひとりの子どもたちが大切にされる教育を実現することです。「県立高校のさらなる統廃合を中止し、1学級の定員を30人以下とすること」が緊急の課題となっています。一人ひとりの子どもたちが大切にされ、ゆきとどいた教育が保障される学校教育を実現するために、次のことを要望いたします。

- 1 これ以上の県立高校の統廃合をとりやめ、地域の県立高校を存続させること。
- 2 「茨城県県立高等学校学則」別表第1の(注)「学級定員は40人とする」を「学級定員を30人以下とする」と改正し、次の県立高校の定員を30人以下とすること。
 - ①「特別な支援を必要とする生徒」が多く学ぶ高校(フレックススクール、定時制高校、第1次入学者選抜で定員割れの高校等)
 - ② 農業、工業、水産、林業等の実業高校
- 3 志願者数の多い県立高校について臨時学級増を行なうこと。

【1面 災害対策本部記事 つづき】

2011年3月16日(水)の第8回会議(10:02-10:39)で、県知事橋本昌は早くも「一番肝心なことは、安全であることを周知徹底すること」だと断言する。以後、もっぱら橋本の口から出るのは「風評被害」についての懸念である。翌17日(木)の第9回会議(10:00-10:30)で、橋本はつぎのように述べた。

市町村長は風評被害を心配している。最悪な場合はどうなるのか?と聞いてくる市町村長もいる。チェルノブイリの例を考えても、福島原発から県境まで80km離れている。放射性物質も大きなものは飛ばないだろうから、大きい影響は無いのでは。本県産野菜に関しては、卸売業者は

取り扱ってもらっているが、小売業で拒否感がでている。「チェルノブイリの例」をいうなら、数百kmどころか数千km離れた地域でも高度に汚染されるのだ。しかも単純に距離の二乗に反比例するのはない。風向や降雨により、汚染は斑状に発生する。わずかに「80km」で大丈夫だと思えば、能天気さにはあきれられない。「放射性物質も大きなものは飛ばない」など、まったく無意味な思い込みなのだが、居るべき県の幹部たちは誰もその誤りを指摘しない。

橋本と農林水産部長はさかんに「風評被害」について問題にするのだが、どうやら「風評被害」という語の意味を取り違えているようだ。放射性物質に対するひとびとの懸念を、全部「風評」と称しているようだ。あるいはまた、

原発事故による放射性物質の飛散それ自体を「風評被害」と言っているかのようでもある。

この時点は、空間放射線量の測定値がごく限られたサンプルについて公表され始めた段階であり、およそ「事実」と「風評」を区分するところではない。そもそも放射性物質の拡散それ自体がはじまったばかりで、本県の汚染のピークとなった3月21日の降雨はまだ起きていない。早々と「風評」を言い立てる茨城県庁は、最初から原発事故と放射能汚染が起きていないかのごとくに行動することになる。

食品汚染判明しても「風評」

3月20日(日)の第12回会議(10:00-10:25)で農林水産部長が、前日に茨城県産のハウレン

ソウの汚染があきらかになり、出荷停止となったことを報告した。ところが、汚染は取るに足りない事だと断言する。

毎日15g程度摂取を続けたとしても、1年間でCTスキャンの5分の1程度で健康に害を及ぼすものではない。

以前から、橋本が1時間あたりの線量を1年間の自然放射線量(8760時間分)と比べて少ないなどとデタラメを言っていたが、農林水産部長も同様に支離滅裂である。放射能汚染はハウレンソウだけに起きるのではない。人は汚染されたハウレンソウだけを食べ、他の飲食物はいっさい汚染されていないというのではない。

CTスキャンそれ自体によるガン誘発も無視できないが、医療機器などによる体外からの放射線照射による被曝(外部被曝)と、飲

食・呼吸によって体内に取り込んだ放射性物質による被曝(内部被曝)とを区別していない。より重大な結果をもたらす内部被曝を過小評価する議論は失当である。

知った上で虚偽を述べているのではなくただの無知によるのだろうか、農林水産部長は放射能汚染それ自体にはまったく無頓着のようである。もっぱら「風評」だけを問題にする。そして「風評被害を抑制するような形で対応していきたい」とまで言っている。結局のところ、橋本知事と同様に、あらゆる原発事故による放射能拡散とそれによる健康被害の危険性を、「風評」として「抑制」し、完全に無視するのだ。

3月25日、橋本昌は上京し厚生労働大臣・農林水産大臣・国土交通大臣らと面会し要望書を提出した。そのうち、厚生労働大臣へ

の要望書では次のとおり要求した(www.pref.ibaraki.jp/important/2/20110311eq/20110325_22/files/20110325_22a.pdf、本紙第1030号、2011年4月10日付け参照)。

暫定規制値については非常に厳しい基準となっており、混乱の一因ともなっているため、早急に見直すこと。例えば、野菜類の規制値は2000Bq/kg以下とされているが[……]適切に改訂を行うこと。

飲食物というより放射性廃棄物というべきレベルの「2000Bq/kg」を「非常に厳しい基準」と断定し、規制値を引き上げろという要求である。

農林水産省天下りの県農林水産部長と、元自治省官僚の県知事の責任は重大である。 ■